

政治研究結果報告書

—政治研究助成—

西暦2024年（令和6年）3月6日

一般財団法人 櫻田會
理事長 増田 勝彦 殿

研究者 日本大学法学部専任講師
安野 修右

第41回（令和4年度）櫻田會政治研究助成による研究を下記のとおり実施しましたので、その結果について報告します。
※印の記入項目に関する貴會ホームページへの掲載についても同意いたします。

記

※研究の名称（英語も記入） Research Theme

選挙市場への政府介入の比較検討
A Comparative Study of Government Interventions in Electoral Markets

※英文抄録（研究目的、経過、成果 250 words 以内） Abstract (Purpose, Process, Significance)

This study aims to compare government interventions in electoral markets across various countries, focusing especially on the regulations applied to election campaigns. It categorizes Japan as an example of the most stringent regulation model, where the restrictions apply broadly not only to political elites, such as politicians and parties, but also to voter activities. To identify differences in intervention strategies among countries, the study compares this model with two others: a moderately regulated model that focuses interventions solely on political financing, and an entirely laissez-faire approach.

The importance of this research lies in its potential to classify how different governments intervene in their electoral markets, thereby identifying both common and unique regulatory practices. For instance, some authoritarian regimes maintain their power not through blatant electoral fraud or violence, but through subtler means, such as restricting candidacy and campaign activities—areas often overlooked by advanced democracies. Identifying these subtler forms of intervention could help in recognizing and addressing such overlooked deviations from democratic norms.

※研究の目的・研究方法・意義（和文 600 字以内）

本研究は、各国の選挙市場への政府介入の態様について、とりわけ選挙キャンペーンへの規制内容の観点から比較検討を行うことを目的としている。具体的には、政治家や政党といった政治エリートのみならず有権者の活動全般を広範に制限する日本を、①選挙キャンペーンに対して質的な介入をなす最も規制的なモデルと設定し、そのうえで②政治資金に対する介入のみに留める中程度に規制的なモデル、③全くの自由放任主義的なモデル、に区分けし、各国間の介入内容に違いがみられるか確認しようとしている。

本研究の意義は、各国政府の選挙市場への介入内容を類型化することで、比較的普及している手法とそうでない手法が特定可能となることにある。とりわけ民主主義国家において一般的な規制内容が判明すれば、そうした規制内容の順守を民主主義的な統治の判断基準として採用できる余地が生ずる。たとえば最近の権威主義諸国のなかには、選挙暴力や票の改ざんといったあからさまな不正行為ではなく、被選挙権や選挙活動の自由への制限といった先進民主主義国があまり関心をもちない方法で政権の基盤を維持しようとするところもある。そのため介入手法の特定は、そうした現時点において認知度の低い逸脱行為を識別することに役立つ。

※研究経過と結果の概要 (以下の欄に 35 行以内(1500 字程度)にまとめる)

本年度では、選挙法の基本的な枠組みに着目し、その国家間比較を行うことで上記の研究目的の一部でも達成しようと試みた。その分析結果は、日本選挙学会 2023 年研究大会(2023 年 5 月 21 日:於東京大学)「選挙市場への政府介入の強度の測定に向けて」で発表している。

その内容は、各国の介入手法に内在する最も大きな相違を指摘するもので、具体的には選挙に関連する逸脱行為への罰則規定を刑法典に定めるのか、それとも選挙法典に定めるのかに関心を割いている。選挙を実行する国々には、候補者への暴行や票の買収など、その構成要件に歴然とした犯罪行為を含む不正行為を超えて、日常生活において道徳的瑕疵があるとはいききれない行為の類型に対してさらなる個別具体的な制限規定を課することができるが、その場合には、選挙法ないし政治資金に関する法律のような個別の法典を必要とする傾向があるからである。たとえばイギリスの選挙法の伝統から影響を受けた多くの先進民主主義諸国では、「カネを使い過ぎる」という直ちに悪徳であるとはいききれない行為に対して、選挙運動の支出超過といった選挙法上の制限を設けている。あるいは日本が逸脱事例たる最たる理由は、「自宅の扉にポスターを張り付ける」、あるいは「誰かの家に訪問する」といった社会通念上問題となりえない行為の類型に対して、文書図画規制や戸別訪問の禁止規定などといった厳格な制限規定を多く採用していることにある。

したがって、「刑法典か選挙法典か」という論点は、最低限、上述した類型のなかでも、「中程度に規制的なモデル」と「全くの自由放任主義的なモデル」との間の断絶を認識することに有用である。具体的に選挙における不正行為に刑法典で対応する事例として典型的であるのは、ドイツや北欧諸国といった国々であるが、これらの国々においては、選挙市場に対して刑法典以上の介入の根拠をもちないことが多い。その一方で社会通念上、道徳的瑕疵があるとはいききれない行為の類型に対して行政罰則を課するのは選挙法典を採用する国々であり、そうした国は自由放任主義的な国と比較して規制的であると判断される。

また本研究では、そうした介入の基本的な枠組みの相違が、その国で採用される選挙制度や民主主義の質に違いをもたらしているのかについても検討している。具体的に刑法典を介入の根拠とする国々では、比例代表制を好み、民主主義の質も高い傾向にある。

こうした議論の検証にあたっては、International IDEA が作成した Electoral Justice Database(<https://www.idea.int/data-tools/data/electoral-justice-database>)から各国の介入手法に関するデータを収集しつつ、民主主義の質などの指標について V-Dem のデータを用いることで補足している。したがって、当該研究において用いた資料は基本的にオープンソースのものが多い。

ただ本研究の最終的な目的は、「歴然たる犯罪か、それとも形式的な違反行為か」という論点を超えて、行政罰則の間での介入強度を識別することにある。しかしながら、選挙に関連する個別具体的な行為の類型までも制限する日本のように厳格な国々と、そうでない温和な国々を識別することは容易でない。日本にある厳格な規定が「別の国にはない」ことを挙証することは、そうした規定が「別の国にもある」ことを挙証するよりも、各国の選挙法に関する研究資料と労力を多く必要とするからである。そのため本助成の費用は、選挙制度を中心とした各国の政治制度に関する資料の収集、それを比較検討するための基礎的な文献、あるいはそれらの文献を整理するために必要な機材の調達、に利用した。

※研究成果の発表・著書、論文、学会報告等（あるいは発表の計画や形式等）

安野修右「選挙市場への政府介入の強度の測定に向けて」日本選挙学会 2022 年度総会・研究大会 2022 年 5 月 21 日、東京大学

上記の報告を含む研究成果については、論文での発表を模索している。

〔注〕 文責は貴研究グループに負っていただきます。個人情報等には十分ご注意ください。